



「自動車保管場所届出書」の記入例

赤文字の箇所のみご記入ください。空欄は未記入のままで結構です。

署長	次署長	課長	課長代理	係長	主任	係		
自動車保管場所届出書 (新規・変更)						自動車の区分	登録・軽	
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ					
			長さ	センチメートル	幅	センチメートル	高さ	センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	長野県上田市古里150-1 ← ※登録名義人の住所を記入							
自動車の保管場所の位置	長野県上田市古里150-1 ← ※駐車場の住所を記入 (変更前) (変更の場合は変更前の住所も記入)							
※保管場所標章番号								
上記の事項について届出をします。								
警察署長 殿	平成 年 月 日							
	届出者 〒 (386-0005)							
	住所 長野県上田市古里150-1							
	(フリガナ) フジ タロウ (0268) 22局 8000番							
	氏名 富士 太郎							

記入要領

一、使用の本拠の位置欄は、申請者の住(居)所を番地まで記入して下さい。

二、自動車登録番号は、欄外の自動車登録番号欄へ記入して下さい。

三、連絡先は、下欄へ警から質問する場合に直ちに答えられる方の氏名と電話番号を記入して下さい。

- 備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあつては「登録」の文字を、法第7条第1項(第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)の規定による届出(以下「変更届出」という。)にあつては「変更」の文字を○で囲むこと。
- 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあつては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあつては「軽」の文字を○で囲むこと。
- 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所を変更する場合は、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
- 4 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であつて、以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされておるに保管場所とされていたときは、保管場所標章番号欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に係る保管場所標章番号を記載して、所在図の添付を省略することができる。
- 5 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 6 この申請に伴って収集する個人情報は、適正な保管場所の確保に資するために利用します。

※登録名義人の情報を記入

※認印でOKです。

2枚目、3枚目、4枚目もご捺印下さい。



自己単独所有・その他	自動車登録番号	連絡先
------------	---------	-----